

委員会議案第 3 号

彦根市議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)3 月 26 日

彦根市議会議会運営委員会

委員長 長 崎 任 男

彦根市議会委員会条例の一部を改正する条例

彦根市議会委員会条例(昭和 42 年彦根市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「市長直轄組織、」および「、スポーツ部」を削り、同項第 3 号中「観光文化戦略部」を「観光文化スポーツ部」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の彦根市議会委員会条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づき在任する企画総務消防常任委員会および市民産業建設常任委員会の委員長、副委員長および委員は、それぞれ改正後の彦根市議会委員会条例の規定に基づく企画総務消防常任委員会および市民産業建設常任委員会の委員長、副委員長および委員になるものとし、その任期は、旧条例の規定に基づく企画総務消防常任委員会および市民産業建設常任委員会の委員の残任期間とする。